

姫島村公共建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、県が公表した「大分県公共建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針」に即して策定するものであり、公共建築物等における地域材の利用の促進の意義等について定めるものである。なお、本基本方針における地域材とは、大分県内の森林から産出された原木を製材した木材、もしくは県内の加工業者等から供給された国産材とする。

第1 公共建築物等における地域材の利用の促進の意義と効果

公共建築物等において、村が率先して地域材の利用を促進し、地域材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備・保全につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮による水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等に貢献することになる。

また、公共建築物は、多くの村民が利用する施設であり、木造化・内装等の木質化（注）を図ることにより、村民に対して、木と触れ合い木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能となる。

このようなことから、公共建築物等に重点を置いて地域材の利用の促進を図ることにより、公共建築物等における地域材の利用の拡大という直接的な効果はもとより、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における地域材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての地域材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

（注）この基本方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第2 公共建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物とする。

ただし、建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない建築物とする。

○村又は村以外の者が整備する公共の用又は公共に供する建築物

広く村民の利用に供される社会教育・体育施設（離島センター、中央公民館、軽スポーツセンターなど）、保健・衛生施設（診療所など）、社会福祉施設（保育所、高齢者生活福祉センターなど）、教育・研修施設（幼稚園、小学校、中学校など）、行政施設（庁舎など）、住宅施設（村営住宅など）、その他の施設（観光施設、公共交通機関の旅客施設及び休憩所など）

2 建築物以外の地域材の利用の促進

公共建築物等で使用される備品等について、機能上支障のないものは、木材を原材料とした物の利用の促進を図る。

また、公共土木工事における資材についても地域材利用を促進する。

第3 姫島村が整備する公共建築物等における地域材の利用の目標

第2の1の地域材の利用を促進すべき公共建築物のうち低層（高さ13m以下かつ軒高9m以下で延床面積3,000㎡以下の建築物）の公共建築物について、新築・増築又は改築を行う場合は、原則として木造化を図るものとする。ただし、災害時の活動拠点施設等を有する施設や建築物に求められる機能の観点から、木造化が困難であると判断されたものについては、木造化を促進する対象としないものとする。

第4 その他公共建築物等における地域材の利用の促進に関する事項

公共建築物等の整備において地域材を利用するに当たっては、一般に流通している地域材を使用する等の設計上の工夫や効率的な地域材の調達等によって、建設コスト等の適正な管理を図ることが重要である。

また、公共建築物等の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

附則 この方針は、平成24年 3月26日から適用する。